税理士界掲載記事 令和2年12月号

税理士用電子証明書に関するお知らせ

重要事項

現在、会員各位に発行している第四世代の税理士用電子証明書は、来る令和3年12月31日に有効期限を迎えます。

そこで、日本税理士会連合会では令和3年4月より第五世代の税理士 用電子証明書の発行を開始いたします。

第五世代の税理士用電子証明書では、第四世代の税理士用電子証明書もしくはマイナンバーカード(署名用電子証明書が格納されているもの)を利用したオンライン申込みが可能となります。オンライン申込みの場合は住民票等の添付書類の提出が不要です。

下記スケジュールにて受付を開始いたしますので、日税連ホームページより専用ツールをダウンロードし、表示される画面案内に沿ってお手続きください。

※ 専用ツールのダウンロード開始は令和3年4月を予定しています。

令和3年 オンライン申込受付開始スケジュール (予定)

- 4月5日(月) 北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、 沖縄会に所属する会員
- 4月19日(月) 北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員
- 5月10日(月) 近畿会に所属する会員
- 5月31日(月) 東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員
- 6月28日(月) 東京会に所属する会員
- ※受付開始日は予定です。
- ※受付開始前にオンライン申込みを実施するとエラーとなります。

【留意事項】

- 移転等で<u>税理士名簿に登録された情報が変更になっている場合、</u>電子証明書を発行することができません。事前に<u>税理士名簿の変更登</u>録を行ってください。
- 有効な税理士用電子証明書もしくはマイナンバーカード(署名用電子証明書が格納されているもの)をお持ちでない方は、書面の利用申込書を送付いたしますので、令和3年4月5日以降に日税連までご連絡ください。
- 第四世代の税理士用電子証明書の申込受付は令和 3 年 3 月 15 日申 込書到着分をもって終了となります。